

# 博士の学位授与に伴うインターネット公表の 取扱いについて

平成25年5月10日  
教育推進課

平成25年3月11日の文部科学省からの通知により、平成25年4月からは博士の学位を授与した場合には、学位論文や審査結果の要旨等をインターネットにより公表することとなり、本学でもこれに伴い「筑波大学学位規程」（以下、「学位規程」）の改正を行いました。

以下、今回の学位規程改正に伴うインターネット公表の取扱いについて記載しますので、今後は、この取扱いに沿って手続きを行っていただけるようお願いいたします。

なお、ここでは、時系列で説明した方が分かりやすいと考え、条文上の順番とは異なり「博士の学位を授与された者」の取扱いから順に説明します。

## 1. 学位論文のインターネット公表の取扱い

### (1) 学位規程上の定め

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。 【学位規則第9条第1項関係】

2 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、筑波大学の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、筑波大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

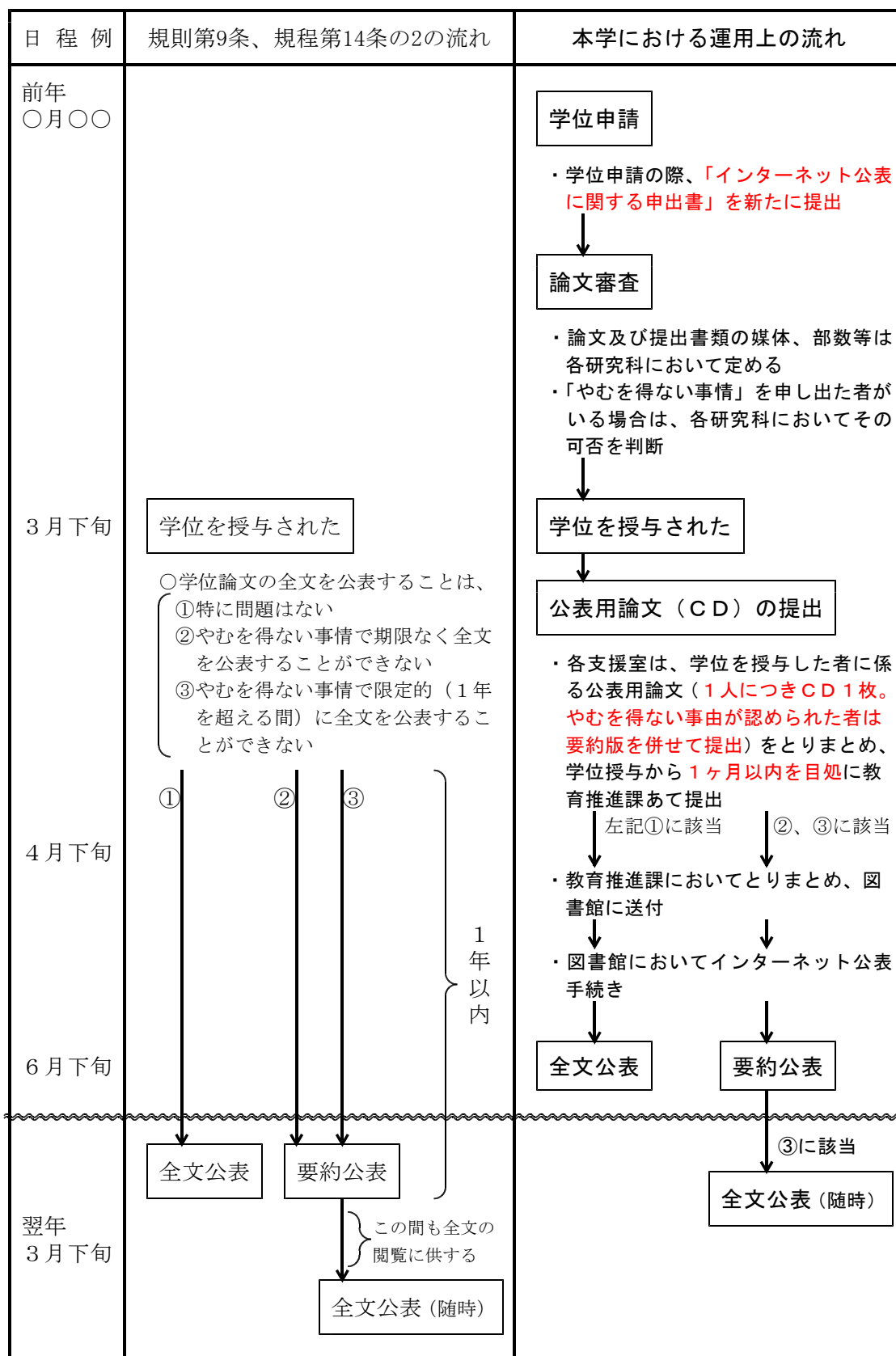
【学位規則第9条第2項関係】

### (2) 学位論文のインターネット公表の流れ

次に、今回の改正に伴う学位論文のインターネット公表の流れについて、その概要を示します。

(次頁へ)

【学位論文のインターネット公表の流れ】



### (3) 本学における運用上の取扱い

#### ア. 対象

第14条の2の規定は、学位を授与された者、すなわち課程博士であれば大学院生、論文博士であれば学位申請を行った者に係る学位論文の公表について定めたものです。

#### イ. 学位申請時における学位論文及び提出資料の取扱い

今回の改正は、学位論文の公表に関するものであり、論文の審査過程に特に変更は生じないものと考えておりますが、研究科によっては、今回の改正を機に学位論文や提出書類の媒体や部数等を変更することも予想されます。

よって、今後は、学位申請時における学位論文及び提出書類の媒体や部数等についての定めは設けませんので、これらのことについては、それぞれの研究科における論文審査の方法に沿って、適宜、各研究科において定めるようにしてください。

また、学位規程に「学位論文審査願」の様式が定められておりますが、従前の様式において記述されていた学位論文や提出書類の部数に係る部分は削除しましたので、この部分は、各研究科の定めに沿って追記するようにしてください。その他、各研究科において独自の定めがある場合には、適宜、備考欄に追記して頂いて構いません。

なお、今回の改正に伴い、申請時の提出書類として「インターネット公表に関する申出書」（別紙様式1）を新たに提出してもらうこととなりましたのでご留意願います。

#### ウ. 審査の過程における取扱い

前述のとおり、今回の改正によって、審査過程に特に変更は生じないものと考えておりますが、申請者が「インターネット公表に関する申出書」において「やむを得ない事由」があると申し出るものがある場合には、各研究科においてその申出の可否を判断し、学位を授与するまで間に、当該申請者に対して判断結果を通知（別紙様式2）するようにしてください。

#### エ. 「やむを得ない事由」の取扱い

「やむを得ない事由」の理由については、実績も無く、具体の事例を挙げて説明することが出来ないため、ここでは平成25年3月11日付けの文部科学省高等教育局長通知の内容を記載します。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との

関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

【「平成25年3月11日24文科高第937号文部科学省高等教育局長通知」より】

なお、上記②、③の場合について、文部科学省通知では当該理由が「1年間を超えて生じる場合」との記載がありますが、本学では、管理運営上の観点から、1年未満であっても一定の期間公表することができないものはすべて該当するものとします。

#### オ. インターネット公表用の学位論文の取扱い

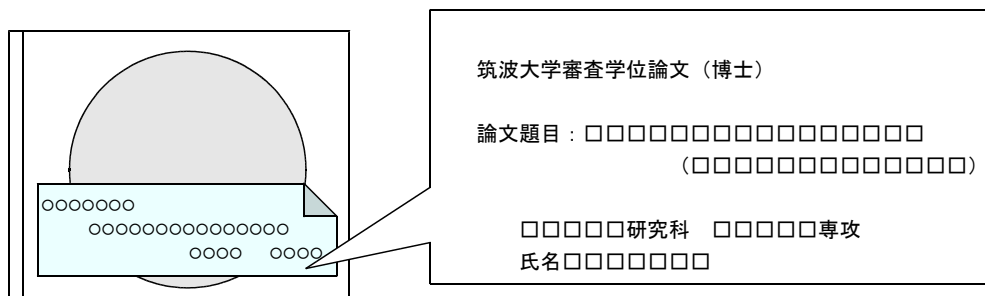
これまで、博士の学位を授与された者は、公表用の学位論文として、いわゆる「黒表紙」の学位論文を2部提出してもらっていましたが、今後は、学位授与から1ヶ月以内を目処に、学位論文の全文を記録した電子媒体を1枚（立体形状を含む場合等、電子媒体化することができない場合には従来の冊子体を1部）提出してらもうこととします。

ついては、各支援室にコンパクトディスク（CD）を配布しますので、学位を授与した際には、学位授与者に対して、研究科保存用を含む必要な枚数のCDをお渡しいただき、学位論文の全文を記録したCDを提出（ケースに論文題目等を記載のこと。下図参照）してもらおうようにしてください。

なお、CDの提出に当たっては、提出後の誤入力や改ざん等を防ぐため、データはPDF化して記録するようご指導願います。

また、「やむを得ない事由」を申し出て、研究科の承認が得られた者については、上述したCDと併せ、学位論文の要約版（全文と同様にCD1枚）を提出することになりますのでご留意願います。

#### <論文題目等の記載例>



#### カ. 近く学位を授与する予定（又は現在審査が進行中）で既に黒表紙での製本作業が済んでいる（又は進んでいる）場合等の取扱い

近く学位を授与する予定の者がおり、既に黒表紙での製本作業が済んでいる場合などは、従前同様、製本された学位論文を提出していただいて構いません。

その場合は、本学図書館の協力を仰ぎながら、製本された学位論文をスキャンす

るなどにより、インターネット公表に対応することとします。

#### キ. 公 表

各支援室から提出されたCDは、教育推進課においてとりまとめ、その後、本学附属図書館における手続きを経て、機関リポジトリによるインターネット公表を行います。機関リポジトリによるインターネット公表を行えば、当該公表データは国立国会図書館に自動収集されます。

なお、「やむを得ない事由」により、学位論文の要約版をインターネット公表する場合であっても、本学附属図書館においては学位論文の全文を閲覧することは可能です。

また、「やむを得ない事由」が解消された場合には、直ちに学位論文の全文についてインターネットにて公表します。

(次頁へ)

## 2. 論文要旨及び論文審査の結果の要旨のインターネット公表の取扱い

### (1) 学位規程上の定め

第14条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。 【学位規則第8条関係】

### (2) 論文要旨及び論文審査の結果の要旨のインターネット公表の流れ

次に、今回の改正に伴う論文要旨及び論文審査の結果の要旨のインターネットを利用した公表の流れについて、その概要を次に示します。

#### 【論文要旨及び論文審査の結果の要旨のインターネット公表の流れ】

日程例	規則第8条、規程第14条の流れ	本学における運用上の流れ
3月下旬	学位を授与	学位を授与した
4月下旬	3 か 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支援室は、関係研究科における審査結果をとりまとめ、関係資料を、<b>学位授与から1ヶ月以内を目処</b>に電子媒体にて教育推進課あて提出</li> </ul>
5月下旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育推進課は、各支援室から提出された資料をとりまとめ、<b>当該資料の提出から1ヶ月以内を目処</b>に、①論文内容の要旨及び審査結果の要旨については図書館に、②学位規則に基づく所定様式による学位授与報告書を文部科学省に提出</li> </ul>
6月下旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>①論文及び審査結果要旨 → 本学附属図書館においてインターネット公表手続き</li> <li>②報告書 → 文科省へ</li> </ul>
	インターネット公表	インターネット公表

### (3) 本学における運用上の取扱い

#### ア. 対 象

第14条の規定は、学位を授与した機関、すなわち大学における論文審査の結果の公表について定めたものです。

#### イ. 論文要旨及び審査結果の要旨等の送付

これまで、論文要旨及び審査結果の要旨は、論文審査の経緯を記載した整理表と併せ、適宜、教育推進課に報告していただいておりますが、今後は、学位授与後1ヶ月以内を目処として教育推進課あて報告するようにしてください。

なお、学位申請時に、申請者が「インターネット公表に関する申出書」において「やむを得ない事由」がある旨を申出て、その申出を研究科において承認した場合は、申出書及び申出書を承認した文書の写しを併せて報告してください。

#### ウ. 公 表

各支援室から報告された論文要旨及び審査結果の要旨等については、教育推進課にてとりまとめ、①論文要旨及び審査結果の要旨については本学附属図書館に、②学位規則第12条に基づく所定様式による学位授与報告書については文部科学省にそれぞれ送付します。

①については、本学附属図書館での手続きを経て、機関リポジトリによるインターネット公表を行います。インターネット公表を行えば、当該公表データは国立国会図書館に自動収集されます。

別記様式第1号（第4条—第6条関係、第14条の2関係）

Appended Form No.1 (Related to Article 4 – 6 and Paragraph 2 of Article 14)

学位論文審査願

Application for Admission to Thesis/ Dissertation Examination

平成 年 月 日

Date: dd/ mm/ yyyy

研究科長 殿

To: The Provost/ Chair of

（\*教育院長殿）

(The Head of )

筑波大学大学院

The University of Tsukuba Graduate Schools and Programs

修（博）士課程

研究科

専攻

Graduate Program

Research Course

Major

(\*博士課程

学位プログラム)

(\* Ph.D. Program in

)

年度入学

学籍番号

Enrollment Year

Student ID Number

氏名

印

Full Name

Seal/ Signature

国立大学法人筑波大学学位規程第4（5又は6）条の規定により、修（博）士（〇〇）の学位論文（※特定課題研究報告書）に下記の書類を添えて提出しますので、審査願います。

In accordance with Article 4 (5 or 6) of the University of Tsukuba Degree Regulations, I hereby apply for admission to the examination of my thesis/dissertation (or my research report on specific fields) to earn a Master's degree (doctoral degree) in 〇〇 and submit my thesis/dissertation along with the following documents.

記

1 論文概要 通  
Abstract copy (ies)

2 論文目録 通  
Table of Contents copy (ies)

3 履歴書 通  
Curriculum Vitae copy (ies)

4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）  
Request for Non-disclosure of Dissertation on the Internet (For the doctoral candidates only)



別記様式第2号（第7条関係、第14条の2関係）

Appended Form No. 2 (Related to Article 7 and Paragraph 2 of Article 14)

学 位 申 請 書  
Application for Degree

平成 年 月 日

Date: dd/ mm/ yyyy

筑波大学長 殿

To: The President of the University of Tsukuba

住 所

Address

氏 名

Full Name

印

Seal/ Signature

国立大学法人筑波大学学位規程第7条第1項の規定により、博士（〇〇）の学位を

下記書類及び学位論文審査手数料  
受けたいので、学位論文に ※ 下 記 の 書 類 を添え申請します。

In accordance with Paragraph 1 of Article 7 of the University of Tsukuba Degree Regulations, I hereby submit my dissertation along with the other required documents and examination fees as I wish to earn a doctoral degree (or a Ph.D.) in 〇〇.

記

- |   |  |                 |
|---|--|-----------------|
| 1 | 論文概要<br>Abstract   | 通<br>copy (ies) |
| 2 | 論文目録<br>Table of Contents  | 通<br>copy (ies) |
| 3 | 履歴書<br>Curriculum Vitae  | 通<br>copy (ies) |
| 4 | インターネット公表に関する申出書<br>Request for Non-disclosure of Dissertation on the Internet |                 |

別紙様式 1  
Appended Form 1

インターネット公表に関する申出書  
Request for Non-disclosure / Disclosure on the Internet of My Dissertation

平成 年 月 日  
Date: dd/ mm/ yyyy

筑波大学長 殿  
To: President of the University of Tsukuba

筑波大学大学院  
University of Tsukuba Graduate School and Programs:  
博士課程 研究科 専攻  
Doctoral Program in  
Graduate School of  
(\*博士課程 学位プログラム)  
(\*Ph.D. Program in )  
年度入学 学籍番号  
Enrollment Year: Student ID Number:  
(住 所 (論文博士のみ記載))  
Address (\*For the candidate of the doctoral degree by thesis only):

氏 名 印  
Signature: Seal  
[Full Name (Type): ]

博士学位論文のインターネット公表に関して、下記のとおり申し出ます。  
I hereby request that my Ph.D. dissertation to be disclosed or not be disclosed on the Internet as is stated below.

記  
Details

1 論文の全文をインターネット公表することについて

Regarding disclosure on the Internet of the full text of the dissertation,

特に問題はない

There is no problem at all.

公表に支障がある (チェックした者は以下の事項にも回答すること)

To release my dissertation would be difficult for me.

(Please answer the following, if you have any problem.)

2 論文の全文をインターネット公表できない事由

The full text of my dissertation cannot be disclosed on the Internet due to the following unavoidable reasons.

\*Please tick the boxes below where appropriate.

It contains:

- 立体形状による表現を含むため

Three-dimensional materials

- 著作権保護、個人情報保護等の理由による

Copyrighted materials belonging to others and / or personal information

- 書籍などの出版刊行予定のため

Materials to be scheduled for publication in specialized books, etc.

- 学術ジャーナルへの投稿を予定しているため

Materials to be scheduled for submission to academic journals

- 特許等の申請による

Patent-pending materials

- その他 ( )

Others

3 上記理由の詳細

Give detailed explanations; include the corresponding pages, name of the publishers/magazines/journals, and date of issues/publications.

(該当するページや出版社、雑誌、ジャーナル等の名称とその発行または掲載時期などを含めて、詳細な理由を記載すること)

4 やむを得ない事由の解消(予定)時期

- 解消しない  平成 年 月頃

(Estimated) Date of resolution of the unavoidable reason

- It would not be resolved.  It would be resolved by about dd/ mm/ yyyy.

別紙様式 2

Appended Form 2

インターネット公表に関する承認書

Approval Letter for Non-disclosure / Disclosure on the Internet Regarding the Dissertation

平成 年 月 日

Date: dd/ mm/ yyyy

殿

Student ID Number:

To:

筑波大学長

President of the University of Tsukuba

貴殿から申し出のあった学位論文のインターネット公表については、「やむを得ない事由」に相当することを承認します。

I hereby approve your request for non-disclosure on the Internet of your dissertation due to an “unavoidable reason”.

[留意事項]

[Rules to be applied]

1 申請者は、公表用の論文全文を提出する際に、全文公表に代えて公表する「論文の要約」を併せて提出するものとする。

The applicant shall submit the summary of his/her dissertation to be disclosed in lieu of the disclosure of the full text when he/she submits the full text of his/her dissertation for disclosure.

2 申請者は、やむを得ない事由が解消された時には、速やかに大学に連絡するものとする。

After the unavoidable reason is resolved, the applicant shall notify the University

immediately.

3 論文全文については、やむを得ない事由が解消するまでの間であっても、本学附属図書館において求めに応じて閲覧に供するものとする。

The University shall make the dissertation available in full text at the University Library in response to a request, even during the time when the unavoidable reason is yet to be resolved.